

令和元年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R2. 1. 29	R2. 2. 4	水質汚濁防止法に基づく特定施設使用届書（24環自水届第317号）	18	1																環境局 自然環境部 水環境課	
2	R2. 1. 30	R2. 2. 13	〇〇水質汚濁防止法の廃止届 カラー、個人情報除く	0			1														請求内容に係る公文書は保存年限を経過しており、廃棄済のため、存在しない。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課
3	R2. 1. 30	R2. 2. 13	27環多改三第4号 土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書 27環多改三第3号 土壤汚染対策法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査報告書	113	1							1									事業場の施設内間取り、印影 東京都情報公開条例第7条第4号に該当し、公にすることにより犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課
4	R2. 2. 3	R2. 2. 10	29環自緑指第138号 東京における自然の保護と回復に関する条例第14条第1項に基づく緑化計画書（〇〇）	11	1																	環境局 自然環境部 緑環境課
5	R2. 1. 28	R2. 2. 10	31環多自許第20号 ・許可条件 ・トレンチの計算 ・各種排水構造図 ・雨水浸透処理槽 ・間知ブロック構造図	20	1																	環境局 多摩環境事務所 自然環境課
6	R2. 2. 4	R2. 2. 18	・土壤汚染調査結果報告書（18環改有第675号） ・土地の形質の変更届出書（18環改有第954号） ・土地の形質の変更届出書（19環改有第174号） ・土地の形質の変更届出書（19環改有第212号） ・土地の形質の変更届出書（19環改有第564号） ・土地の形質の変更届出書（19環改有第637号） ・措置完了報告書（19環改有第853号）	148	1																	環境局 環境改善部 化学物質対策課
7	R2. 2. 10	R2. 2. 19	土壤汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書（25環改化三第109号）	1	1																	環境局 環境改善部 化学物質対策課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
8	R2. 2. 6	R2. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (22環改化第1496号) ・土地利用の履歴等調査報告書 (14環改有土第477号) ・土壌汚染状況調査報告書 (14環改有土第478号) ・土地利用の履歴等調査報告書 (14環改有土第496号) ・土地利用の履歴等調査報告書 (16環改有土第552号) ・土地利用の履歴等調査報告書 (20環改有土第122号) ・土地利用の履歴等調査報告書 (22環改化土第626号) 	64	1													環境局 環境改善部 化学物質対策課	
9	R2. 2. 7	R2. 2. 21	<p>情報公開申請及び開示決定通知による公文書の閲覧・交付等の際、何らかの理由により(理由の如何を問わず)開示請求者に対する対処等の措置として東京都庁舎内(第一・第二・議会室)及び多摩環境事務所内に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察を介入させた事実を証明する文書等 2 各部局・警備会社等の報告書・連絡書等(名称の如何を問わず) 3 警察より当該事実を証明する何等かの資料等で受領したもの 4 当該事案のような場合に対応する局の法令・ガイドライン等 5 1～4の該当「公文書」が作成も受領も確認等もされていない場合には、その理由・根拠となる全ての法令・取扱い規定等の全ての証明となる証拠資料等の文書 	0		1	1					1					請求内容1に関して、請求内容に係る公文書は開示することにより庁舎管理等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当するため。 請求内容2, 3, 4及び5について、公文書を作成し、又は取得しておらず、存在しないため。	環境局 環境改善部 化学物質対策課	
10	R2. 2. 7	R2. 2. 21	<p>情報公開申請及び開示決定通知による公文書の閲覧・交付等の際、何らかの理由により(理由の如何を問わず)開示請求者に対する対処等の措置として多摩環境事務所内に</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察を介入させた事実を証明する文書等 2 各部局・警備会社等の報告書・連絡書等(名称の如何を問わず) 3 警察より当該事実を証明する何等かの資料等で受領したもの 4 当該事案のような場合に対応する局の法令・ガイドライン等 5 1～4の該当「公文書」が作成も受領も確認等もされていない場合には、その理由・根拠となる全ての法令・取扱い規定等の全ての証明となる証拠資料等の文書 	0		1	1					1				請求内容1に関して、請求内容に係る公文書は開示することにより庁舎管理等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当するため。 請求内容2, 3, 4及び5について、公文書を作成し、又は取得しておらず、存在しないため。	環境局 多摩環境事務所 環境改善課		
11	R2. 1. 23	R2. 2. 25	令和元年9月19日〇〇提出 都有施設における再生可能エネルギー見える化モデル事業資料	19	1					1	1			1			<ul style="list-style-type: none"> ・個人名及び個人の顔 東京都情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・費用内訳額、使用ガラス名称、使用ガラス仕様、施工断面図、施工手順 東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号に該当 法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 また、開示することにより、事業者と都との信頼関係が損なわれ、都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 	環境局 地球環境エネルギー部 計画課	
12	R2. 2. 17	R2. 2. 27	29環自緑相第234号 東京における自然の保護と回復に関する条例に係る事前相談(相談・処理カード一式)(〇〇)	10	1												環境局 自然環境部 緑環境課		

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
13	R2. 2. 18	R2. 2. 21	「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」の調査計画書に関する図書のウェブ公表等に係る許諾書	0				1													「(仮称) 神宮外苑地区市街地再開発事業」の調査計画書に関する図書のウェブ公表等に係る許諾書については、事業者より許諾書の提出がないため、開示請求に係る公文書は取得しておらず存在しない。	環境局 総務部 環境政策課
14	R2. 2. 17	R2. 2. 28	「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間)建設事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書	8	1																	環境局 総務部 環境政策課